

危険物取扱者保安講習委託業務処理要領

消防法第 13 条の 23 の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の委託に係る業務処理要領を次のとおりとし、その実施に当たって受託者は下記のほか、「危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目(昭和 62 年消防庁告示第 4 号。以下「告示」という。)」及び「危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目について(昭和 62 年 11 月 27 日消防庁危険物規制課長通知)」の内容に従い行うこと。

記

1 業務範囲

(1) 実施計画の策定

講習の日時、開催場所、予定人員等を含めた実施計画を策定

(2) 講習案内書及び受講申請書の作成配布

(3) 講習に関する照会に対する対応

(4) 受講申請書の受付、受講票の交付及び受講者名簿の作成

(5) テキストの購入及び受講者への配布

(6) 講師の選定及び依頼

(7) 会場の借上げ及び運営・管理

(8) 講習会当日の受付、講習の進行管理、出欠状況の把握及び受講者との連絡

(9) 未受講者に対する受講促進広報

(10) その他講習の実施に関し、委託者が指示する事項

2 講習の実実施計画について

(1) 講習は、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱所を対象とした講習(以下「給油取扱所の講習」という。)、石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所の危険物施設(給油取扱所に該当する危険物施設を除く)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱所を対象とした講習(以下「石油コンビナートの講習」という。)並びに給油取扱所及び石油コンビナート以外の施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習(以下「一般講習」という。)の 3 種類を開催すること。

(2) 講習開催地及び回数等は、別紙 1 のとおりとし、受講者数を勘案した会場を選定し、各総合振興局又は振興局区域内ごとに、給油取扱所の講習、一般講習及びコンビナートの講習をそれぞれ開催する。なお、会場の選定に当たっては、交通アクセス等受講者の利便性を考慮すること。

(3) 講習を受けようとする者に対して、原則としてすべて受付できるように開催計画を作成すること。

3 受講の受付等

(1) 講習に必要な申請書、講習案内書等を作成し、委託者の確認を受けた後、道内各消防本部及び受講希望者等に配布すること。

- (2) 道内危険物関係事業所に対し、講習案内を送付すること。
- (3) 受講申請の受付は、札幌市内に設置される事務所で実施することとし、郵送による申請も受理すること。
- (4) 受講申請書の提出を受けた場合、手数料の納付を確認し、かつ受講申請書の記載内容を審査し、適当であればこれを受理して受講票を交付すること。
- (5) 受講申請書を受理した場合は、講習申請を受理した日の属する月の翌月に当該申請書に別紙2（収入証紙貼付申請書処理簿）を添えて委託者に速やかに提出すること。

4 講習の実施

- (1) 講師は、市町村の消防職員（退職者を含む。）のうち予防業務に3年以上従事し告示に定める講習科目について十分な知識を有する者又はこれと同等の知識を有する者の中から選定し、委託者の承認を受けて委嘱すること。
- (2) テキストは2（1）の講習の種別ごとに、一般財団法人全国危険物安全協会発行の「危険物取扱者保安講習テキスト（最新版）」を受講者に配布し使用すること。
- (3) 講習の内容に関しての質疑に対し、誠実に応答すること。
- (4) 講習の開催時期の状況に応じた新型コロナウイルスの感染防止対策を講ずること。

5 講習終了事務

講習を受講した者の所持する危険物取扱者免状裏面に講習修了年月日、講習実施者名称（北海道知事）を示すゴム印を押し、修了証印を押し受講者に当該免状を返還すること。

なお、使用する受講年月日、講習実施機関名のゴム印は、受託者が必要に応じ作成すること。修了証印については、管理責任者を定め、委託者に通知し、講習開催の間、委託者から借り受け、別紙3（証印使用簿）を備え付けることとする。講習開催後は、速やかに修了証印に別紙3を添えて委託者に返還すること。

6 実績報告書等の提出

講習実施状況について、毎月、前月分の委託業務を完了したときは、速やかに別紙4（実績報告書）を作成し、別紙5（受講状況表）及び別記1号様式（受講者名簿）を添えて委託者に提出すること。ただし、講習欠席者については全講習終了後に確定させるものとする。

また、契約書において定める全ての期間が終了した後は、速やかに、別記2号様式（講習実施状況）及び別記3号様式（欠席者一覧表）を委託者に提出するとともに、別記1号様式（受講者名簿）については電子データにより委託者に提出すること。

7 個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項によること。

8 その他委託業務の処理については、適宜委託者と協議して行うこと。